

資循第 5198 号  
令和 4 年 2 月 8 日

公益社団法人神奈川県産業資源循環協会会長 殿

神奈川県環境農政局環境部資源循環推進課長  
( 公 印 省 略 )

濃厚接触者の取扱いに関する社会機能維持者について

日頃、本県の新型コロナウイルス感染症対策の推進にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、先般、標記について、国事務連絡や「社会機能維持者」の範囲を示した資料をお送りしたところですが、1月28日付けで国事務連絡が一部改正されました。

今回の改正により、濃厚接触者の待機期間が10日間から7日間に短縮され、また、社会機能維持者については、検査での陰性確認等、一定の条件のもと、7日を待たずに待機を解除できるととされました（※4日目及び5日目の抗原定性検査キット（薬事承認されたもの）を用いた検査で陰性確認後、5日目から解除が可能）ので、貴協会会員へ周知くださるようお願いします。

なお、陰性確認による短縮は、社会機能維持者の所属する事業者において、当該社会機能維持者の業務への従事が事業の継続に必要であると判断された場合の扱いとなりますことにご留意ください。条件等の詳細については厚生労働省事務連絡をご確認ください。

【県ホームページ】

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/ga4/covid19/noukokusessyoku.html>

【添付資料】

- （別紙）神奈川県における社会機能維持者の事業者（令和4年1月19日第50回新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議資料）
- 「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について」（令和4年1月5日（1月28日一部改正））厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡

問合せ先  
指導グループ 小島、工藤  
電 話 045-210-4156  
メール haiki-kouiki.4154-6@pref.kanagawa.lg.jp

# 神奈川県における社会機能維持者の事業者

令和4年1月19日 第50回新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議資料

「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和3年11月19日（令和4年1月19日変更）新型コロナウイルス感染症対策本部決定）の「（別添）緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業者」に掲げる事業を参考として、自治体が適当と認める事業に従事する者。

## 1.医療体制の維持

- 新型コロナウイルス感染症の治療はもちろん、その他の重症疾患への対応もあるため、全ての医療関係者の事業継続を要請する。
- 医療関係者には、病院・薬局等のほか、医薬品・医療機器の輸入・製造・販売、献血を実施する採血業、入院者への食事提供等、患者の治療に必要な全ての物資・サービスに関わる製造業、サービス業を含む。

## 2.支援が必要な方々の保護の継続

- 高齢者、障害者等特に支援が必要な方々の居住や支援に関する全ての関係者（生活支援関係事業者）の事業継続を要請する。
- 生活支援関係事業者には、介護老人福祉施設、障害者支援施設等の運営関係者のほか、施設入所者への食事提供など、高齢者、障害者等が生活する上で必要な物資・サービスに関わる全ての製造業、サービス業を含む。

## 3.国民の安定的な生活の確保

- 自宅等で過ごす国民が、必要最低限の生活を送るために不可欠なサービスを提供する関係事業者の事業継続を要請する。
  - ①インフラ運営関係（電力、ガス、石油・石油化学・LPガス、上下水道、通信・データセンター等）
  - ②飲食料品供給関係（農業・林業・漁業、飲食料品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等）
  - ③生活必需物資提供関係（家庭用品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等）
  - ④宅配・テイクアウト、生活必需物資の小売関係（百貨店・スーパー・コンビニ、ドラッグストア、ホームセンター等）
  - ⑤家庭用品のメンテナンス関係（配管工・電気技師等）
  - ⑥生活必需サービス（ホテル・宿泊、銭湯、理美容、ランドリー、獣医等）
  - ⑦ごみ処理関係（廃棄物収集・運搬、処分等）
  - ⑧冠婚葬祭業関係（火葬の実施や遺体の死後処置に係る事業者等）
  - ⑨メディア（テレビ、ラジオ、新聞、ネット関係者等）
  - ⑩個人向けサービス（ネット配信、遠隔教育、ネット環境維持に係る設備・サービス、自家用車等の整備等）

# 神奈川県における社会機能維持者の事業者

## 4.社会の安定の維持

- 社会の安定の維持の観点から、企業の活動を維持するために不可欠なサービスを提供する関係事業者の最低限の業務継続を要請する。
  - ①金融サービス（銀行、信金・信組、証券、保険、クレジットカード  
その他決裁サービス等）
  - ②物流・運送サービス（鉄道、バス・タクシー・トラック、海運・  
港湾管理、航空・空港管理、郵便、倉庫等）
  - ③国防に必要な製造業・サービス業の維持（航空機・潜水  
艦等）
  - ④企業活動・治安の維持に必要なサービス（ビルメンテナ  
ンス、セキュリティ関係等）
  - ⑤安全安心に必要な社会基盤（河川や道路等の公物管理、公共工  
事、廃棄物処理、個別法に基づく危険物管理等）
  - ⑥行政サービス等（警察、消防、その他の行政サービス）
  - ⑦育児サービス（託児所等）

## 5.その他

- 医療、製造業のうち、設備の特性上、生産停止が困難なもの（高炉や半導体工場等）、医療・支援が必要な人の保護・社会基盤の維持等に不可欠なもの（サプライチェーン上の重要物を含む。）を製造しているものについては、感染防止に配慮しつつ、継続する。また、医療、国民生活・国民経済維持の業務を支援する事業者等にも、事業継続を要請する。
- 学校等については、児童生徒等や学校の学びの継続の観点等から、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」等を踏まえ、事業継続を要請する。

事 務 連 絡  
令 和 4 年 2 月 2 日

各都道府県・政令市産業廃棄物行政主管部（局）御中

環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課

新型コロナウイルス感染拡大下における産業廃棄物の処理体制の維持について  
（事務連絡）

廃棄物行政の推進については、かねてより格別の御尽力を頂き御礼申し上げます。今般、新型コロナウイルス感染症対策に関して、厚生労働省により令和4年1月28日付けで「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について」（令和4年1月5日）が改正され、同日にその旨を周知するよう内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室より別添のとおり事務連絡が発出されました。

「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（新型コロナウイルス感染症対策本部決定）において廃棄物の処理業者その他の廃棄物の処理に関わる事業者は、「国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者」として位置付けられていることから、引き続き新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物を適正に処理しつつ、それ以外の廃棄物の処理についても安定的に業務を継続することが求められます。

つきましては、産業廃棄物の処理体制が維持され、産業廃棄物の適正かつ円滑な処理に遺漏なきよう改めてお願いするとともに、必要に応じて、衛生主管部局とも連携の上で、下記に基づく対応を御検討いただくよう併せてお願いいたします。

記

第一 社会機能維持者における待機期間の見直しについて

「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について」の改正に伴い、①オミクロン株患者の濃厚接触者の待機期間については、現時点までに得られた科学的知見に基づき、最終曝露日（陽性者との接触等）から7日間とし、8日目に待機を解除すること、②①の濃厚接触者のうち、社会機能の維持のために必要な事業に従事する者について、各自治体の判断により、待機期間の7日を待たずに、4日目及び5日目の抗原定性検査キットを用いた検査で陰性確認できた場合でも、5日目に待機を解除する取扱を実施できること等が示されています。

第二 廃棄物処理事業継続計画の策定及び円滑な産業廃棄物処理体制の確保について

新型コロナウイルスの感染が拡大している状況下において、排出時の感染防止策、

適正な処理のために講ずべき対策、処理体制の維持のためにとるべき措置等について取りまとめた「廃棄物に関する新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン<sup>i</sup>」を参照いただきつつ、新型コロナウイルス感染症を対象とした廃棄物処理事業継続計画を策定するよう、産業廃棄物処理業者に対する周知徹底を改めてお願いいたします。

また、円滑な産業廃棄物処理体制の確保に向けて、以下の通知に示した各種対策について必要な検討を行うとともに、貴管内産業廃棄物処理業者及び排出事業者への必要な事項の周知をお願いいたします。

- ・ 「新型コロナウイルス感染症に対応した産業廃棄物の処理能力を確保するための対応について（通知）<sup>ii</sup>」（令和2年4月17日付け環境規発第2004171号環境省環境再生・資源循環局長通知）
- ・ 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行及び新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物の円滑な処理等について（通知）<sup>iii</sup>」（令和2年5月1日付け環境適発第2005013号・環境規発第2005011号環境省環境再生・資源循環局長通知）  
（「四 廃棄物処理に関する適正かつ円滑な処理体制の確保について」のうち、特に「4 関係主体との連携協力による適正かつ円滑な産業廃棄物処理の推進」）

### 第三 クラスタ等発生時における環境省への情報提供について

令和3年7月12日付けの事務連絡等においてお願いしましたとおり、産業廃棄物処理業者でクラスタが発生した場合には都道府県・政令市から廃棄物規制課及び各地方環境事務所に御連絡を頂くこと、ワクチン接種の廃棄物、その他の感染性廃棄物及び宿泊療養施設等から排出される新型コロナウイルス感染症に係る産業廃棄物について、都道府県を越える広域的な処理の調整が必要な場合や、適正かつ円滑な処理に支障が生じる又はそのおそれが予見される場合においても、環境省に前広に御相談、情報共有等を頂くことについても、引き続き御対応をお願いいたします。

---

<sup>i</sup> 廃棄物に関する新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン

<http://www.env.go.jp/recycle/coronagaidorain.pdf>

<sup>ii</sup> 新型コロナウイルス感染症に対応した産業廃棄物の処理能力を確保するための対応について（通知）（令和2年4月17日付け）

<http://www.env.go.jp/recycle/200417.pdf>

<sup>iii</sup> 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行及び新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物の円滑な処理等について（通知）（令和2年5月1日付け）

[http://www.env.go.jp/recycle/waste/sp\\_contr/infection/200501.pdf](http://www.env.go.jp/recycle/waste/sp_contr/infection/200501.pdf)